

茨城県報 第5327号

昭和40年 8 月26日

木 曜 日

(明治35年 3 月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●助産婦の登録.....	1
●家畜伝染病の発生転帰.....	1
●肥料の登録.....	2
●肥料登録有効期間の更新.....	2
●木材業者の登録.....	3
●茎崎村外 5 ケ町村土地改良区の定款変更.....	4
●道路の認定 (7 件).....	4
●道路の区域 (10 件).....	6
●道路の供用開始 (10 件).....	11
●道路の変更 (3 件).....	14
●道路の廃止 (11 件).....	15

(選挙管理委員会)

●参議院 (地方選出) 議員選挙候補者の選挙運動の収支報告書要旨.....	19
---------------------------------------	----

公 告

●分限処分の内容.....	24
---------------	----

告 示

茨城県告示第962号

保健婦助産看護婦法第55条の規定により下記のとおり助産婦の登録をした。

昭和40年 8 月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	種 別	登 録 日 年 月 日	住 所	氏 名	生年月日
4455	助 産 婦	昭和40年 8 月14日	北茨城市中郷町石岡865	黒 沢 み さ	大正13年 7 月24日

茨城県告示第963号

家畜伝染病が下記のとおり発生並びに転帰した。

昭和40年 8 月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

病名	発生頭数	発生(決定)月日	転	帰	発生場所
豚コレラ	4頭	8月16日	殺処分	4頭	新治郡新治村
〃	13〃	〃	〃	13頭	筑波郡筑波町
〃	7〃	8月18日	〃	7頭	新治郡新治村

累計 1,217頭

茨城県告示第964号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により昭和40年8月2日付で、次のとおり登録した。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩上二郎

登録番号 茨城県第号	肥料の名称	保証成分量(%)			生産業者	
		T-N	T-P	T-K	住所	氏名
1040	5.5 なたね油かす粉末	5.5	2.0	1.0	水戸市袴塚町2611	飯田製油株式会社

茨城県告示第965号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により昭和40年7月31日付で、下記肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条の規定により公示する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩上二郎

記

登録番号 茨城県第号	肥料の名称	保証成分量(%)			生産業者	
		T-N	T-P	T-K	住所	氏名
1005	55.0 炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 55.0	—	—	水戸市東町5138	大洋産業株式会社
344	富肥料一号	5.0	5.0	—	古河市大字古河5610	株式会社 河崎利市商店
734	なたね油かす粉末	5.4	2.0	1.0	石岡市若松町361	関武男
11	なたね油粕粉末	5.0	2.0	1.0	東茨城郡常北町石塚 502の1	柏恒
34	菜種油粕粉末	5.0	2.0	1.0	東茨城郡美野里町 西郷地1623	滑川清
726	菜種油粕	5.3	2.2	1.0	鹿島郡銚田町紅葉924	海老根忠雄
22	なたね油粕粉末	5.3	2.2	1.0	水戸市本6丁目859	合資会社 小森商店

168	消 石 灰	アルカリ分 60.0	—	—	日立市大久保町2222	大 窪 一 郎
179	菜 種 油 粕 粉 末	5.0	2.0	1.0	行方郡牛堀町大字 牛堀107の1	柿 崎 輝 二
712	消 石 灰	アルカリ分 60.0	—	—	日立市石名坂1314	赤津石灰鉱業 株式会社
713	〃	〃 65.0	—	—	〃	〃
714	生 石 灰	〃 90.0	—	—	〃	〃
271	なたね油かす粉末	5.0	2.0	1.0	新治郡出島村南根本	有限会社 中田製油所
164	炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 55.0	—	—	東京都台東区上野 桜木町15	旭鉱末資料 合資会社
338	菜 種 油 粕 粉 末	5.0	2.0	1.0	北相馬郡藤代町大字 高須1100	塚 崎 潔
347	なたね油粕粉末	5.0	2.0	1.0	東茨城郡茨城町長岡 224	立 原 一
50	菜 種 油 粕 粉 末	4.5	2.0	1.0	西茨城郡岩瀬町 西小墻473	山 田 芳 江
306	〃	4.5	2.0	1.0	筑波郡伊奈村下平柳 556の3	直 井 茂 男
330	〃	5.0	2.0	1.0	北相馬郡取手町大字 取手甲913	笠 川 正 元
346	菜 種 油 粕	5.0	2.0	1.0	水戸市下国井町3252	池 田 一 藏
232	〃	5.0	2.0	1.0	稲敷郡東村阿波崎 201	高 須 徹

茨城県告示第966号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により下記の者を木材業者等として登録したので同条第3項の規定により公示する。

昭和40年8月26日

県北振興事務所長 岩 上 昌 夫

記

第 1 種 業 者 登 録

登 録 年月日	登 録 番 号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代 表 者) (氏 名)	営 業 所 又 は 工 場		業 種
					名 称	所 在 地	
昭和 40.8.12	北振 第312号	東茨城郡常北町 大字下古内1605	森 田 林 産	森田 次男	名称に同じ	住所に同じ	第 1 種

(第三種郵便物認可)

〃	〃 313	日立市諏訪町410	株式会社 睦商事	大曾根 実	〃	〃	〃
〃	〃 314	水戸市北三の丸 119	茨城県木材協同 組合連合会	会長 鈴木 重明	〃	〃	〃
〃	〃 315	東茨城郡常澄村 大場	蒔 林 業 蒔	瑞穂	〃	〃	〃

第4種業者登録

昭和 40.8.12	北振 第304号	那珂郡那珂町鴻巣 1319	畔野製材所	畔野 熊次	名称に同じ	住所に同じ	第4種
---------------	-------------	------------------	-------	-------	-------	-------	-----

茨城県告示第967号

昭和40年5月23日付で荃崎村外5ヶ町村土地改良区から申請のあつた定款変更を8月19日認可した。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第968号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は昭和昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高萩里美線
- 3 起点及び終点 起点 高萩市大字高萩, 一般国道6号線分岐から
終点 久慈郡里美村大字折橋主要地方道常陸太田, 塙線交点まで

茨城県告示第969号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田烏山線
- 3 起点及び終点 起点 常陸太田市馬場町, 主要地方道常陸太田塙線分岐から
終点 那珂郡美和村大字鷺子栃木県界まで

茨城県告示第970号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大洗友部線
- 3 起点及び終点 起点 東茨城郡大洗町大字神山, 一般国道51号線分岐から
終点 西茨城郡友部町平町, 主要地方道石岡笠間線交点まで

茨城県告示第971号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城鹿島線
- 3 起点及び終点 起点 東茨城郡茨城町奥谷, 一般国道6号線分岐から
終点 鹿島郡鹿島町宮中, 一般国道51号線交点まで

茨城県告示第972号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手筑波線
- 3 起点及び終点 起点 北相馬郡藤代町酒詰, 一般国道6号線分岐から
終点 筑波郡筑波町北条, 一般国道125号線交点まで

茨城県告示第973号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供

する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立御前山線
- 3 起点及び終点 起点 日立市久慈町一般国道245線分岐から
終点 東茨城郡御前山村野口一般国道123号線交点まで

茨城県告示第974号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 成田小見川鹿島港線
- 3 起点及び終点 起点 鹿島郡神栖村大字息栖千葉県県界から
終点 鹿島郡神栖村大字深芝一般国道124号線交点まで

茨城県告示第975号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高萩里美線
- 3 道路の区域

路線名	区 間	整 地 の 幅 員	延 長		
			実延長	重用延長	計
高萩里美線	高萩市大字高萩 一般国道6号線分岐から	メートル	メートル	メートル	メートル
	久慈郡里美村大字折橋 主要地方道 常陸太田塙線交点まで	3.2~16.3	26,512.6	—	26,512.6

茨城県告示第976号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田烏山線
- 3 道路の区域

路線名	区 間	整地の幅員	延 長		
			実延長	重用延長	計
常陸太田烏山線	常陸太田市馬場町 主要地方道 常陸太田塙線分岐から	メートル 3.5~21.50	メートル 21,936.6	メートル 29,444.5	メートル 51,381.1
	那珂郡美和村大字鷺子 栃木県県界まで				

茨城県告示第977号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大洗友部線
- 3 道路の区域

路線名	区 間	整地の幅員	延 長		
			実延長	重用延長	計
大洗友部線	東茨城郡大洗町大字神山 一般国道51号線分岐から	メートル 5.2~12.0	メートル 26,050.1	メートル 5,218.6	メートル 31,268.7
	西茨城郡友部町平町, 主要地方道石岡笠間線交点まで				

茨城県告示第978号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城鹿島線
- 3 道路の区域

路線名	区間	整地の幅員	延長		
			実延長	重用延長	計
茨城鹿島線	東茨城郡茨城町奥谷 一般国道6号線分岐から	メートル	メートル	メートル	メートル
	鹿島郡鹿島町宮中 一般国道51号線交点まで	5.4~25.0	42,858.2	4,029.6	46,887.8

茨城県告示第979号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県通
- 2 路線名 取手筑波線
- 3 道路の区域

路線名	区間	整地の幅員	延長		
			実延長	重用延長	計
取手筑波線	北相馬郡藤代町酒詰 一般国道6号線分岐から	メートル	メートル	メートル	メートル
	筑波郡筑波町北条 一般国道125号線交点まで	4.2~18.5	17,370.8	13,401.5	30,772.3

茨城県告示第980号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立御前山線

3 道路の区域

路線名	区 間	整地の幅員	延		長計
			実延長	重用延長	
日立 御前山線	日立市久慈町 一般国道245号線分岐から	メートル 3.6~38.0	メートル 30,746.5	メートル 2,058.0	メートル 32,804.5
	東茨城郡御前山村野口 一般国道123号線交点まで				

茨城県告示第981号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧にする。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 成田小見川鹿島港線
- 3 道路の区域

路線名	区 間	整地の幅員	延		長計
			実延長	長重用延	
成田小見川 鹿島港線	鹿島郡神栖村大字息栖 千葉県県界から	メートル 4.2~9.5	メートル 5,589.0	メートル 381.0	メートル 5,970.0
	鹿島郡神栖村大字深芝 一般国道124号線交点まで				

茨城県告示第982号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 折橋山方線
- 3 道路の区域

路線名	区 間	整 地 の 幅 員	延 長		
			実 延 長	重用延長	計
折 橋 山 方 線	久慈郡里美村大字折橋 主要地方道 常陸太田塙線分岐から	メートル	メートル	メートル	メートル
	那珂郡山方町大字西野内 主要地方道 常陸太田烏山線交点まで	1.0~12.3	16,834.5	4,400.0	21,234.5

茨城県告示第983号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 成田江戸崎線
- 3 道路の区域

路線名	区 間	整 地 の 幅 員	延 長		
			実 延 長	重用延長	計
成 田 江 戸 崎 線	稲敷郡河内村大字下町歩 千葉県県界から	メートル	メートル	メートル	メートル
	稲敷郡江戸崎町鳩崎 一般国道125号線交点まで	4.0~17.0	10,701.9	5,228.0	15,929.9

茨城県告示第984号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宇都宮笠間線
- 3 道路の区域

路 線 名	区 間	整 地 の 幅 員	延		長 計
			実 延 長	重用延長	
宇都宮 笠間線	笠間市大字片庭 栃木県界から	メートル	メートル	メートル	メートル
	笠間市大字石井 一般国道50号線交点まで	4.6~14.0	5,603.0	—	5,603.0

茨城県告示第985号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道高萩里美線
- 2 供用開始の区間 高萩市大字高萩から
久慈郡里美村大字折橋まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年8月26日

茨城県告示第986号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道部補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道常陸太田烏山線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市馬場町から
那珂郡美和村大字鷺子まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年8月26日

茨城県告示第987号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道大洗友部線

- 2 供用開始の区間 東茨城郡大洗町大字神山から
西茨城郡友部町大字平町まで

- 3 供用開始の期日 昭和40年8月26日

茨城県告示第988号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道茨城鹿島線
2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町奥谷から
鹿島郡鹿島町宮中まで
3 供用開始の期日 昭和40年8月26日

茨城県告示第989号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道取手筑波線
2 供用開始の区間 北相馬郡藤代町酒詰から
筑波郡筑波町北条まで
3 供用開始の期日 昭和40年8月26日

茨城県告示第990号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和40年8月26日から3日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道日立御前山線
2 供用開始の区間 日立市久慈町から
東茨城郡御前山村野口まで
3 供用開始の期日 昭和40年8月26日

茨城県告示第991号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道成田小見川鹿島港線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡神栖村大字息栖から
鹿島郡神栖村大字深芝まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年8月26日

茨城県告示第992号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道折橋山方線
- 2 供用開始の区間 久慈郡里美村大字折橋から
那珂郡山方町大字西野内まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年8月26日

茨城県告示第993号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道成田江戸崎線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡河内村大字下町歩から
稲敷郡江戸崎町鳩崎まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年8月26日

茨城県告示第994号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道宇都宮笠間線
- 2 供用開始の区間 笠間市大字片庭から
笠間市大字石井まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年8月26日

茨城県告示第995号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定に基づき県道路線の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

旧新別	路 線 名	起 点
		終 点
旧	天下野 山方線	久慈郡水府村大字天下野県道川山常陸太田線分岐から 那珂郡山方町大字西野内、県道山方十王線交点まで
新	折橋 山方線	久慈郡里美村大字折橋主要地方道常陸太田檜線分岐から 那珂郡山方町大字西野内主要地方道常陸太田烏山線交点まで

茨城県告示第996号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定に基づき県道路線の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

旧新別	路 線 名	起 点
		終 点
旧	成田 江戸崎線	稲敷郡河内村大字下町歩 千葉県県界から 稲敷郡江戸崎町江戸崎まで
新	成田 江戸崎線	稲敷郡河内村大字下町歩 千葉県県界から 稲敷郡江戸崎町鳩崎一般国道125号線交点まで

茨城県告示第997号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定に基づき県道路線を次のように変更する。

その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

旧新別	路 線 名	起	点
		終	点
旧	宇都宮 水戸線	笠間市大字片庭 栃木県県界から 水戸市柵町一般国道51号線交点まで	
新	宇都宮 笠間線	笠間市大字片庭 栃木県県界から 笠間市大字石井一般国道50号線交点まで	

茨城県告示第998号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき県道の路線を次のように廃止する。

その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上高倉高萩線
- 3 起点及び終点 起点 久慈郡水府村大字上高倉から
終点 高萩市大字高萩まで

茨城県告示第999号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき県道の路線を次のように廃止する。

その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下宮河内松平線
- 3 起点及び終点 起点 久慈郡金砂郷村大字下宮河内から
終点 久慈郡水府村大字松平まで

茨城県告示第1000号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき県道の路線を次のように廃止する。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小田野口山方線
- 3 起点及び終点 起点 那珂郡美和村大字小田野口から
終点 那珂郡山方町大字山方まで

茨城県告示第1001号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき県道の路線を次のように廃止する。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鷺子烏山線
- 3 起点及び終点 起点 那珂郡美和村大字鷺子から
終点 那珂郡美和村大字鷺子栃木県界まで

茨城県告示第1002号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき県道の路線を次のように廃止する。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海老沢大洗線
- 3 起点及び終点 起点 東茨城郡茨城町大字海老沢から
終点 東茨城郡大洗町大字神山まで

茨城県告示第1003号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき県道の路線を次のように廃止する。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平茨城線
- 3 起点及び終点 起点 西茨城郡友部町大字平町から
終点 東茨城郡茨城町大字小鶴まで

茨城県告示第1004号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき県道の路線を次のように廃止する。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鉾田鹿島線
- 3 起点及び終点 起点 鹿島郡鉾田町大字鉾田から
終点 鹿島郡鹿島町大字宮中まで

茨城県告示第1005号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき県道の路線を次のように廃止する。
その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 当間茨城線
- 3 起点及び終点 起点 鹿島郡鉾田町大字当間から
終点 東茨城郡茨城町大字奥谷まで

茨城県告示第1006号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき県道の路線を次のように廃止する。

その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 筑波谷田部線
- 3 起点及び終点 起点 筑波郡筑波町大字北条から
終点 筑波郡谷田部町大字谷田部まで

茨城県告示第1007号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき県道の路線を次のように廃止する。

その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茂木大宮線
- 3 起点及び終点 起点 東茨城郡御前山村大字野口から
終点 那珂郡大宮町大字大宮まで

茨城県告示第1008号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき県道の路線を次のように廃止する。

その関係図面は、昭和40年8月26日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年8月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久慈大宮線
- 3 起点及び終点 起点 日立市久慈町から
終点 那珂郡大宮町大字大宮まで

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第40号

昭和40年7月4日執行の参議院(地方選出)議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨を、公職選挙法第192条第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

昭和40年8月26日

茨城県選挙管理委員会

委員長 松 野 貞 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和40年7月4日執行 参議院(地方選出)議員選挙(茨城県選挙区)
- 2 期 間 昭和40年5月19日から 昭和40年7月4日まで 第1回分
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

4,138,300円

4 報告書の要旨

候補者氏名	大 森 創 造	所属党派	日本社会党	出納責任者名	関 義 衛
-------	---------	------	-------	--------	-------

収 入			支 出		
主たる寄附			人 件 費		294,500円
(氏名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費		185,000
(団体名)			選挙 務所費		185,000
茨城農協労連	団 体	30,000円	集 合 会 場 費		—
日本社会党中央本部	政 党	600,000	通 信 費		93,930
			交 通 費		6,806
			印 刷 費		338,950
			広 告 費		25,050
			文 具 費		13,928
			食 糧 費		84,582
			休 泊 費		195,392
			雑 費		144,420
その他の寄附	36件	163,940			
その他の収入		—			
今 回 計		793,940	今 回 計		1,382,558
前 回 計		—	前 回 計		—
総 計		793,940	総 計		1,382,558

報告書受理年月日	昭和40年7月10日	第 1 回 報 告 分
----------	------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和40年7月4日執行 参議院(地方選出)議員選挙(茨城県選挙区)
- 2 期 間 昭和40年6月10日から 昭和40年7月3日まで 第1回分
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
- 4,138,300円

4 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木 一 司	所属党派	自由民主党	出納責任者名	外 岡 左 近 氏
-------	--------	------	-------	--------	-----------

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	281,400円
(氏 名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	152,400
(団 体 名)			選挙事務所費	152,400
自由民主党	政党	2,000,000円	集合会場費	—
			通 信 費	36,491
			交 通 費	105,100
			印 刷 費	221,000
			広 告 費	16,800
			文 具 費	5,730
			食 糧 費	143,908
			休 泊 費	64,608
			雑 費	179,753
その他の寄附	6件	45,000		
その他の収入		—		
今 回 計		2,045,000	今 回 計	1,207,190
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		2,045,000	総 計	1,207,190

報告書受理年月日

昭和40年7月19日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和40年7月4日執行 参議院(地方選出)議員選挙(茨城県選挙区)
- 2 期 間 昭和40年6月2日から 第1回分
昭和40年7月12日まで
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙費用額)
4,138,300円

4 報告書の要旨

候補者氏名	中 村 喜四郎	所属党派	自由民主党	出納責任者名	渡 辺 孝 治
-------	---------	------	-------	--------	---------

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	419,300円
(氏名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	261,722
(団体名)			選挙事務所費	261,722
常陽銀行	会社	100,000円	集会会場費	—
自由民主党	政党	2,000,000	通 信 費	59,767
県漁業協同組合連合会	団体	50,000	交 通 費	472,800
県北洋漁業協同組合	〃	50,000	印 刷 費	353,750
県歯科医師政治連盟	〃	50,000	広 告 費	139,070
県煙草耕作政治連盟	〃	50,000	文 具 費	69,495
県自動車教習所協会	〃	50,000	食 糧 費	348,763
日立セメント株式会社	会社	100,000	休 泊 費	534,180
水戸信用金庫	〃	50,000	雑 費	304,528
関東税理士会茨城支部	団体	100,000		
秋 田 宗 次	農業	50,000		
県食糧販売協同組合	団体	30,000		
県医師政治連盟	〃	50,000		
その他の寄附				
その他の収入		—		
今 回 計		2,730,000	今 回 計	2,963,375
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		2,730,000	総 計	2,963,375

報告書受理年月日	昭和40年7月19日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和40年7月4日執行 参議院(地方選出)議員選挙(茨城県選挙区)
- 2 期 間 昭和40年5月25日から 昭和40年7月5日まで 第1回分
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
- 4,138,300円
- 4 報告書の要旨

候補者氏名	沼田秀郷	所属党派	日本共産党	出納責任者名	高山慶太郎
-------	------	------	-------	--------	-------

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	13,200円
(氏名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	12,500
(団体名)			選挙事務所費	12,500
日本共産党	政党	70,000円	集合会場費	—
水戸地区委員会			通信費	82,094
同 北部地区委員会	〃	70,000	交通費	29,350
同 那北地区委員会	〃	70,000	印刷費	153,470
同 南部地区委員会	〃	70,000	広告費	16,350
同 西部地区委員会	〃	70,000	文具費	35,060
同 東部地区委員会	〃	50,000	食糧費	6,127
高山慶太郎	団体役員	30,000	休泊費	15,750
弓削徳介	〃	30,000	雑費	1,750
石上長寿	〃	30,000		
池田峯雄	〃	30,000		
その他の寄附	4件	41,450		
その他の収入		—		
今回計		561,450	今回計	365,651
前回計		—	前回計	—
総計		561,450	総計	365,651

報告書受理年月日

昭和40年7月19日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和40年 7 月 4 日執行 参議院 (地方選出) 議員選挙 (茨城県選挙区)
- 2 期 間 昭和40年 6 月 7 日から 昭和40年 7 月 16 日まで 第 2 回分
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
4, 138, 300円

4 報告書の要旨

候補者氏名	中 村 喜四郎	所属党派	自由民主党	出納責任者名 氏	渡 辺 孝 治
-------	---------	------	-------	-------------	---------

取 入		支 出	
主たる寄附 (氏 名) (団 体 名)	(職業) (寄附額) 円	人 件 費	1, 500円
		家 屋 費	70, 000
		選挙事務所費	70, 000
		集会会場費	—
		通 信 費	8, 920
		交 通 費	—
		印 刷 費	—
		広 告 費	10, 100
		文 具 費	—
		食 糧 費	2, 500
		休 泊 費	—
		雑 費	—
その他の寄附			
その他の収入			
今 回 計	—	今 回 計	93, 020
前 回 計	2, 730, 000	前 回 計	2, 963, 375
総 計	2, 730, 000	総 計	3, 056, 395

報告書受理年月日	昭和40年 7 月22日	第 2 回 報告分
----------	--------------	-----------

公 告

●分限処分の内容

次の者に対する分限処分書は、本人の所在が不明なため、交付することができないから、次のとおり分限処分の内容を公告する。

昭和40年8月26日

茨城県警察本部長 吉 田 太 吉 郎

1 被 処 分 者

警務部警務課 主事補 市 毛 徳

2 分限処分の内容

昭和40年8月18日地方公務員法第28条第1項第3号により免職する。

.....

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 5 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)